

◆ 不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為(判断)とは異なる行為(判断)を言います。
法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合が対象になります。

平成25年 9月12日に不適合管理委員会で審議された不適合は、下記のとおりです。

区分 I: 該当なし

区分 II: 該当なし

区分 III: 該当なし

その他: 2 件

NO.	号機等	不適合件名	グレード	備考
1	1・2号廃棄物処理設備	洗濯廃液系乾燥機において、乾燥機本体加熱用蒸気配管の可とう管部より水の漏えい(非放射性水が2秒に1滴)が認められたため、点検・修理。 なお、乾燥機の運転を停止し、漏えいが止まったことを確認。	GIII	
2	3・4号廃棄物処理設備	雑个体焼却設備トリチウム回収装置において、試料採取(B)系の圧力異常によりトリチウム回収装置が停止したため、原因調査・対応検討。 なお、雑个体焼却設備は運転を停止していた。	GIII	